

住宅取得時に受けられるかもしれない助成金

子育てグリーン住宅支援事業

子育てグリーン住宅支援事業は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う事業です。

補助対象者 以下の①②のいずれか、かつ③を満たす方が対象となります。

①GX志向型住宅を新築するすべての世帯

②長期優良住宅、ZEH水準住宅を新築する子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれか

子育て世帯とは…申請時点において、子を有する世帯。

※子とは、令和6年4月1日時点まで18歳未満(すなわち、平成18(2006)年4月2日以降出生)とする。ただし、令和7年3月末までに建築着工する場合においては、令和5年4月1日時点まで18歳未満(すなわち、平成17(2005)年4月2日以降出生)の子とする。

若者夫婦世帯とは…申請時点において夫婦であり、いずれかが若者である世帯。

※若者とは、令和6年4月1日時点まで39歳以下(すなわち、昭和59(1984)年4月2日以降出生)とする。

ただし、令和7年3月末までに建築着工する場合においては、令和5年4月1日時点でいずれかが39歳以下(すなわち、昭和58(1983)年4月2日以降出生)とする。

③グリーン住宅支援事業者と工事請負契約を締結し、住宅^{※1}を新築する方

「グリーン住宅支援事業者」は、建築主に代わり交付申請等の手続きを行い、交付を受けた補助金を建築主に還元する者として、予め本事業に登録した住宅事業者です。
※1 令和6年11月22日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手した住宅が補助対象です。

補助対象住宅 以下の①～③のいずれか、かつ④～⑩を満たす方が対象になります

①証明書等により、GX志向型住宅に該当することが確認できる
GX志向型住宅とは…ZEHよりも高い基準を設けた、一次エネルギー消費量ゼロを実現する次世代型の省エネ住宅。

②証明書等により、長期優良住宅に該当することが確認できる
長期優良住宅とは…長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの
※2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請をしたもの又は登録住宅性能評価機関に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く)

③証明書等により、ZEH住宅に該当することが確認できる
ZEH住宅とは…強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの
※ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請をした認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅はこれに該当します

④所有者(建築主)自らが居住する
⑤住戸の床面積が50m²以上240m²以下である
⑥土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域に限る)に原則立地しないもの
⑦都市再生特別措置法第88条5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの

⑧未完成または完成から1年以内で、人の居住の用に供したことのないもの[※]
「完成」は、建築基準法に基づく検査済証の発出日で確認します。
※「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)」第2条第2項に規定する新築住宅。
⑨「市街化調整区域」であって「土砂災害警戒区域」もしくは「浸水想定区域」に立地しないもの
⑩基礎工事より後の工程の工事出来高が、補助額以上[※]であること。
※共同住宅の場合は、最も高い補助額に総戸数(申請しない戸数も含む)を乗じた金額以上

対象となる期間

- ①工事請負契約の期間 契約期間は問いません。ただし、建築着工までに契約が締結されている必要があります。
- ②基礎工事の完了(工事の出来高) 建築着工～交付申請まで(遅くとも2025年12月31日)
- ③「基礎工事より後の工程の工事」への着手 2024年11月22日以降※ 工事請負契約後に行われる工事であること
2024年11月22日以降に、一般的に基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等を開始するものが対象となります。
- 2024年11月21日時点で、着手可能な工事…杭、基礎、地下室、基礎断熱、足場等の仮設、給排水、電気、土台敷、外構
- 2025年11月21日時点で着工済の場合は対象とならない工事…地上階の柱、壁、梁、屋根

補助額

補助対象住宅	1戸あたりの補助額	古家の除去 ^{※1} を伴う場合の補助額の加算額
GX志向型住宅	160万円	なし
長期優良住宅	80万円	20万円 ^{※2}
ZEH水準住宅	40万円	

※1 新築住宅の建築主またはその親族が、所有する住宅の解体工事を発注し、2024年11月22日から完了報告までに解体工事が完了するものに限ります。
古家の所在地は、必ずしも新築住宅の所在地と同じである必要はありません。※2 複数の古家を除去した場合も、1戸を上限とします。

手続き期間

- 交付申請の予約 ～予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日まで)^{*}
- 交付申請期間 ～予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日まで)^{*}
※締切は予算の執行状況に応じて公表します。交付申請の予約を行っている場合、当該予約期限または2025年12月31日の早い日まで交付申請が可能です
- 「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅または、補助金の交付を受けた建築主等は当該住宅と別の住宅において「新築分譲住宅の購入」や「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。
- 当該住宅に対して、重複して他の他の補助制度から補助を受けることはできません。
地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き併用可能です。

補助金の重複について

2025年度信州健康ゼロエネ住宅助成金

長野県では住宅分野における2050ゼロカーボン実現に向け、信州健康ゼロエネ住宅指針^{※1}の基準に適合し、県産木材^{※2}を活用した住宅を新築する場合に、

20～200万円を助成しています。

助成対象者 以下の①～③のいずれかに該当する県内に主たる事務所を置く事業者

①住宅を新築する事業者で、住宅取得者と工事請負契約を締結する事業者

(例:注文住宅を新築する工務店)

②住宅を新築する事業者と工事請負契約及び住宅取得者と売買契約を締結する事業者

③住宅を新築する事業者で、住宅取得者と売買契約を締結する事業者

助成対象住宅

県内に新築する基本項目のすべてに適合する住宅

助成額

基準毎の基本額に、選択項目に応じた金額を加算

ただし、地域条件等により基本項目9に適合しない場合は()内の助成金額となります。

区分	基本額	助成金額の上限
最低基準 ^{※3}	30万円(20万円)	100万円(60万円)
推奨基準 ^{※4}	110万円(100万円)	180万円(140万円)
先導基準 ^{※5}	130万円(120万円)	200万円(160万円)

助成要件

基本項目

- 1 一戸建ての住宅^{※6}(又は店舗等の床面積が1/2未満の店舗併用住宅)
- 2 住宅部分の床面積が75～280m²
- 3 県内に主たる事務所を置く者が施工
- 4 一般向けの住宅見学会を実施^{※7}
- 5 住宅部分が最低基準、推奨基準又は先導基準に適合
- 6 県産木材を3m²又は仕上材として30m²以上使用
- 7 耐震性能(以下の(ア)～(ウ)のいずれかを満たすもの)
(ア) 建築基準法施行令第46条に定める壁量の1.25倍
(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項に基づく住宅性能表示基準の耐震等級(倒壊等防止)等級2以上の取得
(ウ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づく認定の取得
- 8 災害危険区域^{※8}及び土砂災害特別警戒区域^{※9}の範囲外
- 9 再生可能エネルギー設備等を設置^{※10}
(以下の(エ)又は(オ)のいずれかを満たすもの)
(エ) 太陽光発電システム(システム容量3kWh以上)
(オ) 木質ペレットストーブ又は薪ストーブ

選択基準

①～⑧のいずれかの要件に該当する場合は、右欄に掲げる金額を加算(加算額の上限は70万円又は40万円)

要件	加算額
県産木材を0.12～0.16m ³ /m ² 使用	10万円
県産木材を0.16m ³ /m ² 以上使用	20万円
伝統技能を活用 (左官仕上げ壁、国産瓦葺き、県内業者製作の木製建具及び置のいずれか2つ以上)	10万円
太陽熱利用給湯システムの設置 (集熱面積4m ² 以上)	10万円
蓄電池の設置(蓄電容量4kWh以上)	10万円
V2H充放電システムの設置 (充電3kw以上、放電3kw以上)	15万円
地中熱ヒートポンプシステムの設置 (クローズドループ又はオープンループ)	10万円
県が定めるゼロエネルギー達成 ^{※11}	20万円
長期優良住宅認定の取得	10万円

※1 信州の恵まれた自然環境と森林資源を生かした快適で健康な「信州健康ゼロエネ住宅」の普及を促進し、その建築手法等を提示するために策定したものです。

※2 信州木材認証製品として認証を受けた木材又は県内で産出されたことが証明できる木材が対象となります。

※3 ゼロエネルギー達成に向けて最低限確保すべき基準(外皮性能及び一次エネルギー消費量削減率▲20%(再生可能エネルギーを除く))

※4 環境負荷の低減と快適性を高次元で達成する基準(外皮性能及び一次エネルギー消費量削減率▲20%(再生可能エネルギーを除く))

※5 環境負荷を極限まで抑えるチャレンジ基準(外皮性能及び一次エネルギー消費量削減率▲20%(再生可能エネルギーを除く))

※6 混構造の場合は、非木造部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満の住宅に限る

※7 普及啓発を目的として見学会を実施していただくほか、長野県公式ホームページにて事例紹介をさせていただきます。(個人が特定されない内容のみ。交付申請書をご確認ください。)

※8 建築基準法第39条第1項の規定により指定された区域

※9 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された区域

※10 地域条件等により設置が難しい場合を除きます。

※11 太陽光発電設備による創エネルギーのほか、木質バイオマス暖房設備による暖房エネルギーの低減を考慮し、正味ゼロエネルギーを達成することをいいます。

○ 詳細は「信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱」、「信州健康ゼロエネ住宅助成金交付取扱要綱」をご確認ください。

「子育てグリーン住宅支援事業」、「地域型住宅グリーン化事業」、「戸建住宅ZEH化等支援事業」など、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。

UIJターン就業・創業移住支援金

長野県と県内市町村では担い手不足の解消、地域課題の解決、県内への移住促進のため移住支援事業に参画している自治体がたくさんあります。

助成対象 東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、愛知県、大阪府から長野県へ移住し、県内で一定の就業又は創業をしようとする方

助成額

- ・**単身世帯 最大60万円***
- ・**2人以上の世帯 最大100万円***
- ・**子育て加算 18歳未満の世帯員1人につき最大100万円***

*支給金額・要件は市町村によって異なります

共通要件 以下の条件は、移住住宅支援金を申請しようとする**すべての方**が満たす必要があります。

移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、愛知県または大阪府(以下、「東京圏等」といいます。)に在住し、かつ、就業していたこと
※企業等に雇用されていた方については、雇用保険の被保険者としての就業に限ります(以下、同様)
※東京圏等に在住し、東京圏等の大学等に通学し、東京圏等の企業等に就職した場合、大学等への通学期間に5年間の就業期間に通算できます

住民票を移す直前、1年間以上連続して、東京圏等に在住し、かつ、就業していたこと
※この場合の就業期間の起算日は、住民票を移した日の3か月前まで遡れます(在住期間は遡れません)
※この場合の就業期間は、3か月以内の空白期間であれば「連続」とみなします(在住期間の空白は認められません)

移住先に関する要件

令和7年度において、転入先の市町村が本事業を実施していること
※実施市町村については末尾のQRコードをご確認ください
住民票の移動後3か月以上1年以内に、移住先市町村へ、移住支援金の交付申請をすること
転入先の市町村に、移住支援金の交付申請をした日から5年以上継続して居住する意思があること
※5年以内に転出した場合、移住支援金を返還していただく場合があります

その他の要件

暴力団等の反社会的勢力ではないこと、または、反社会的勢力と関係を有する者でないこと
日本人であること、または、外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、もしくは特別永住者の、いずれかの在留資格を有する者であること
その他居住地の市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと

世帯の要件

世帯での申請や子育て世帯加算の申請をする場合は、以下の要件を満たす必要があります。

2人以上の世帯の要件

世帯員が、移住先において同一世帯*に属していたこと
世帯員が、交付申請時において同一世帯*に属していること
※住民票上で同一世帯である必要があります
世帯員のいずれもが、交付申請時、転入後3か月以上1年以内であること
世帯員のいずれもが、反社会的勢力、または、反社会的勢力と関係を有する者でないこと

子育て世帯加算の要件

申請年度の属する4月1日時点で、18歳未満である世帯員を帯同して転入したこと
当該18歳未満の世帯員が、上記の「2人以上の世帯の要件」をすべて満たす者であること

就業・創業の要件

移住後のお仕事に関する要件で、以下のA~Eのいずれかに該当する必要があります。

A マッチングサイトを通じて県内企業等に就業した場合

- 求人への応募日が、マッチングサイトに求人情報が掲載された日以降であること
- 勤務地が、東京圏以外であること
- 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等ではないこと
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

B 「専門人材」として県内企業等に就業した場合

- 「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」により長野県内で就業したこと
- 勤務地が、東京圏以外であること
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること
- 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと

C 「テレワーカー」として移住元の業務を継続する場合

- 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思で移住したこと
- 移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと
- 所属先企業等から地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で資金提供を受けていないこと

D 「関係人口」に該当し、県内企業等に就業した場合

- 本移住支援金における関係人口の要件に該当すること
- 就業先が、以下のいずれかであること
 - ・マッチングサイトへの登録要件を満たす企業等
 - ・職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業
- 勤務地が東京圏以外であること
- 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等ではないこと
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

E 創業支援金の交付決定を受けた場合

- 移住支援金の交付申請時、創業支援金の交付決定から1年以内であること

※要件や支給金額等は各自治体によって異なります。他の住宅助成金との併用が可能かどうかは自治体によって異なります。

詳しくは各自治体の担当窓口へお問い合わせください。
事業を実施している市町村と詳細HPはこちらから→



住まいの税金早見表

住まいづくりには様々な税金がかかります。思いがけない出費に戸惑わないよう、あらかじめ把握しておきましょう。
詳しくは営業担当にお問い合わせください。

住まいの税金			軽減措置		
税の内容	課税額(率)		軽減額(率)	条件	備考
印紙税 土地の購入、請負の契約時の契約書に印紙を貼り、捺印することにより納付	建物請負契約 500万円超 1,000万円以下	1万円	建物請負契約、土地売買契約で 1,000万円超5,000万円以下 は1万円に軽減、また5,000万 円超1億円以下は3万円に軽減	2027年3月31日までに 作成される契約書	収入印紙の添付されない契約 書は、法的には無効ではない が、添付を怠ると過誤税とあわ せて必要な印紙税の3倍必要 になる
	土地売買契約 1,000万円超 5,000万円以下	2万円			
	金銭消費貸借 (融資借入時) 5,000万円超 1億円以下	6万円			
登録免許税 新築した家の登記をする時に課税される国税	所有権保存登記 評価額の0.4%		0.15%に軽減 (長期優良住宅・認定低炭素 住宅の場合は0.1%)	2027年3月31日まで (床面積が50m ² 以上)	司法書士が登録代行時に支 払う 財形住宅融資の抵当権設定 登記は非課税
	所有権移転登記 (売買時) 建物 評価額の2%		0.3%に軽減 (長期優良住宅の場合は0.2% 認定低炭素住宅の場合は 0.1%)	2029年3月31日まで	
	土地 評価額の1.5%	1.5%に軽減		2029年3月31日まで	
	抵当権設定登記 債権金額の0.4%	0.1%に軽減		2029年3月31日まで (床面積が50m ² 以上)	
不動産の取得税 土地の購入や家を建てた時に1回限りで課税される都道府県民税 ●取得してから1年くらいの間に都道府県事務所から来る納税通知書の指定日までに納付	家屋 評価額の3%		新築住宅を取得した場合評価 額から1戸当たり1,200万円(長 期優良住宅の場合は1,300万 円)を控除	床面積50m ² 以上240m ² 以下 長期優良住宅の特例は2026 年3月31日まで	都道府県税事務所にある「不 動産所得税申告書」を住宅取 得後、定められた期間内に提出 しなければならない
	土地(宅地)は、2027 年3月31日までは固定資産税評価額× 1/2の特例措置		[1m ² 当たり土地の課税標準額 ×床面積の2倍(200m ² 限度) ×3%]が4.5万円のいずれか 多い金額を税額から減額	土地を取得後3年内にその 土地の上に住宅を新築 (原則は2年以内。期間3年間 の特例は2026年3月31日まで)	
固定資産税 毎年1月1日現在に現存する不動産に対して課税される市町村民税 ●年間4回にわけて納付 (ただし、一括納付も可)	評価額の1.4%(標準税率)		〈家屋〉 新築3年間(長期優良住宅の 場合は5年間)にわたって、 120m ² 相当分が通常の税額の 1/2に減額	2026年3月31日まで ①面積が50m ² 以上280m ² 以 下 ②住宅割合が1/2以上	別荘以外のセカンドハウスも 軽減される
			〈住宅用地〉 200m ² 以下…評価額×1/6に 軽減 200m ² 超…評価額× 1/3に軽減	200m ² 以下…小規模住宅用 地 200m ² 超…200m ² までの 部分は小規模住宅用地扱いで 評価額×1/6で算出	小規模住宅用地…200m ² 以 下の住宅用地
都市計画税 (同上)	評価額の0.3%(最高税率)		〈家屋〉 地方自治体により軽減される 場合あり		
			〈住宅用地〉 200m ² 以下…評価額×1/3に 軽減 200m ² 超…評価額× 2/3に軽減	200m ² 以下…小規模住宅用 地 200m ² 超…200m ² までの 部分は小規模住宅用地扱いで 評価額×1/3で算出	



住まいの税金			軽減措置		
税の内容	課税額(率)		軽減額(率)	条件	備考
住宅ローン減税 (住宅ローン控除)	長期優良・低炭素	借入限度額		①新築・取得から6ヶ月以内に 入居 ②通用年の合計所得が2,000 万円以下 ③床面積が50m ² 以上 ※2024年末に建築確認を受けた 新築住宅で40m ² 以上50 m ² 未満の場合、合計所得額 が1,000万円以下であること ④返済期間が10年以上 ⑤その者が主として居住の用 に供する家屋であること	
		4,500万円		※子育て世帯 =19歳未満の子を有する世帯	
	ZEH水準省エネ住宅	5,000万円*		※若者夫婦世帯 =夫婦のいずれかが40歳未満 の夫婦	
		3,500万円			
	省エネ基準適合住宅	4,500万円*			
		3,000万円			
	省エネ基準に適合しない その他の住宅			控除対象外	
控除率：0.7% 控除期間：最大13年間					
投資型減税 (認定住宅等新築等特別税額控除)	ご入居時期	2025年12月末		①その者が所有し、かつ主とし て居住の用に供する家屋であ ること	
		認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅		②住宅の引渡し又は工事完了 から6ヶ月以内に居住の用に 供すること	
	対象住宅	最大控除額		③床面積が50m ² 以上あること ④店舗等併用住宅の場合は、 床面積の1/2以上が居住用で あること	
		65万円		⑤合計所得額が2,000万円 以下であること	
	最大控除額	控除率			
		10%			
	控除対象限度額			650万円	

「住宅取得資金贈与」の非課税枠			「相続時精算課税制度」の非課税枠			「暦年課税」の非課税枠		
贈与日	良質な住宅	一般住宅	贈与額	贈与税額		贈与税額(暦年課税)早見表	贈与額	贈与税額
2026年12月末まで	1,000万円	500万円	2,500万円	2,500万円	2,500万円	110万円		
			(相続時に精算)					
贈与する人	18歳以上の者がその直系 尊属(実夫母、実祖父母)か ら受ける住宅取得等に充て るための贈与であること		親または祖父母 (60歳以上) ※住宅取得資金贈与の 場合は年齢制限なし (2026年12月まで)					
	住宅の床面積(登記簿)が 50m ² 以上240m ² 以下 家屋の床面積の2分の1以 上を居住用に使うこと							
贈与を 受けける人	18歳以上							
	自己居住用 (一般は使途自由) 家屋の床面積50m ² 以上							
住宅取得 資金の 特例条件	中古住宅:新耐震基準 に適合 (登記簿上の建築日付が 昭和57年1月1日以降 であれば、新耐震基準に 適合しているとみなす)		1,000万円 1,100万円 1,200万円 1,300万円 1,400万円 1,500万円 2,500万円 3,500万円	231万円 271万円 315.5万円 360.5万円 405.5万円 450.5万円 945万円 1,464.6万円	177万円 207万円 246万円 286万円 326万円 366万円 810.5万円 1,280万円			
	贈与税について、課税価 格から基礎控除110万 円/年を控除できる。 ※2024年1月1日以後 に贈与された相続税・贈 与税に適応							
その他	※直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与 により財産を取得了した受取者18歳以上の者 については、特例贈与の税額を適用							

*この表は2025年4月1日現在の情報に基づいて作成しております。金利の変動などにより内容が変わることもあります。また、ここで紹介しきれない各種規定や条件などもございますので、詳細は営業担当にお問い合わせください。※特例を受けられる条件等の詳しい資料をご希望の場合は営業担当にお問い合わせください。

どちらかを選択可能